

●香川県公告第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第三百六十六号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド丸亀店 丸亀市田村町字池の下九一九番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
 - 1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に留意した店舗運営を行うこと。
 - 2 周辺地域の生活環境の保持の観点から、本市関係各課との協議、及び地元自治会からの要請書により検討された事項について、誠意を持って対応し、合理的かつ確実な措置を講じること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十七年十月二十八日（金曜日）から同年十一月二十八日（月曜日）まで